工作物（審査、検査、仮使用認定手数料）

Ⅰ.確認

工 作 物		手数料の額
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	48,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から受けている場合	48,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合	28,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	53,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの	683,000
	同：15mを超え、20m以内のもの	1,023,000
	同：20mを超えるもの	1,448,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの	938,000
	同：15mを超え、20m以内のもの	1,448,000
	同：20mを超えるもの	2,730,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの	513,000
	同：15mを超え、20m以内のもの	853,000
	同：20mを超えるもの	1,278,000
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表1にて引用する

Ⅰ.完了検査

工 作 物				手数料の額（単位：円）	
				BVJで建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外の場合
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物			57,000	72,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	一の設置に係る申請数に	6以上	45,000	60,000
			2以上5以下	48,000	63,000
			1	54,000	69,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの			428,000	563,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			768,000	1,003,000
	同：20mを超えるもの			1,193,000	1,553,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの			598,000	783,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			1,108,000	1,443,000
	同：20mを超えるもの			1,703,000	2,213,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの			343,000	453,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			683,000	893,000
	同：20mを超えるもの			1,108,000	1,443,000
令138条第3項	同項各号に規定する工作物			水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表5にて引用する	

Ⅲ.仮使用認定

工作物				手数料の額（単位：円）	
				BVJで建築確認又は中間検査を行ったもの	左記以外の場合
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物			52,000	65,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	一の設置に係る申請数に	6以上	41,000	54,000
			2以上5以下	44,000	57,000
			1	49,000	62,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの			386,000	507,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			692,000	903,000
	同：20mを超えるもの			1,074,000	1,398,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの			539,000	705,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			998,000	1,299,000
	同：20mを超えるもの			1,533,000	1,992,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの			309,000	408,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			615,000	804,000
	同：20mを超えるもの			998,000	1,299,000
令138条第3項	同項各号に規定する工作物			水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表8にて引用する	

確認検査業務手数料規程（令和元年6月24日）より抜粋